

◆1番（小川義昭君） おはようございます。1番、創誠会の小川義昭でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

ながれ合ふてひとつぬるみや淵も瀬も。

千代女の俳句であります。

日本列島に記録的な大雪をもたらした長い冬が去り、春の訪れを感じます。白山の例年になく深い雪も、やわらかい風や日差しに解け始めております。

雪解け水は、ひとしづくひとしづく谷へ落ち、重なり合って川となり淵となり瀬となり、ぬるみを増して石川平野の大地を潤し日本海に注ぎます。弥生3月、新白山市の広域合併からはや1年を過ぎ、2年目への春を迎えております。白山市民の心にも、千代女の心にしみ通る雪解け水のように、旧市町村の垣根を越え、地域間交流が芽生え、広がりを見せているようです。

私も、本日平成18年第1回白山市議会定例会の一般質問を行うに当たり、1年前、新生白山市議会に臨んだ新議会人の責任の重さを改めて思い起こしております。身の引き締まる思いの中、緊張ひとしおであります。

さて、私の質問は、第1に三位一体改革と合併特例債の活用について、第2に補助金制度の抜本の見直しについて、第3に先ほども小島議員が質問されましたコミュニティバスの購入、この3点でございます。

最初は、三位一体における平成18年度当初予算案の地方交付税等の財源状況と、合併特例債についてであります。

平成12年4月1日、地方分権一括法の施行により、地方自治体の分権型社会への対応に向けて実質的なスタートが切られたことは承知のとおりです。そして、行財政構造改革の一環として取り組まれたのが三位一体改革であります。

三位一体の改革とは、地方自治体の自由度を高め、住民により身近で地域の特性に合った施策を展開するため、国と地方の役割を見直して、財政面での立て直しを図り、真の地方自治体の確立を目指す地方分権改革だと言われております。国が持っていた権限や財源を県や市町村に移して地域のことは地域で考え、地域みずからの責任で決める、自己決定・自己責任でという考え方です。具体的には、国から地方への税源の移譲、それに伴う国庫補助負担金の縮減廃止、そして地方交付税の見直し、この3つを同時に行う改革であり、平成16年度から18年度の3カ年計画で行うというのが基本計画であります。

しかし、平成16、17年度は、国の赤字を減らすために、地方への支出を減らすだけの内容になっています。国の財政再建を一方的に地方に押しつけるだけの改革は、地方自治体の行政サービスの質と量を下げるだけで、地域社会や住民生活にはかえってマイナスであります。平成16年度は、税源移譲なしの補助金の一方的廃止、三位一体改革の名をかりた地方交付税交付金の大幅削減、平成17年度は地方六団体の改革案を無視した補助金改革、

進展しない地方への国の関与撤廃、このように推移して最終年度の平成 18 年度はどうなるのでしょうか。

本市の歳入の 26%を占める地方交付税は、平成 12 年度の 150 億円をピークに、三位一体改革初年度の平成 16 年度は 137 億円、17 年度は前年比 16 億円減の 121 億円、18 年度予算案では前年比 5 億円減の 116 億円です。平成 12 年度と比べて 23%ダウン、34 億円もの減額です。

本市平成 18 年度一般会計当初予算案の 447 億 4,000 万円は、平成 17 年度 6 月補正後の予算額と比べマイナス 10%、50 億円もの減額という極めて厳しい予算案であります。このような現実の財政状況を前にすると、魅力と活力のある地域社会の構築をうたい文句とする地方分権改革、三位一体の改革とは、本市にとって一体何であるのかと考え込んでしまうほどです。角市長、市財政当局の評価はいかがなものでしょうか。

さて、近隣自治体との合併が、合併特例債というあめを促進材料として推奨されました。白山市民も少なからず合併特例債による地域の振興効果に大いに期待しております。本市にとって、財政面における期待度は果たしていかほどなのか。

以上のことを踏まえ、合併特例債についてお尋ねします。

合併特例債は、今年度予算案にどのような形であらわれているのか。また、今後いかに取り組むのか、お答えください。市民の多くは、合併することで財政がかくも厳しくなるとは予想しなかったでしょう。むしろ、合併特例債を有効に活用することにより、財政の厳しさが少しでも緩和されることを期待し、合併効果に夢と希望と期待を抱き、さらなる地域活性化に期待したのであります。大いに合併特例債を活用していただきたいものであります。

2 番目は、補助金の抜本の見直しについてであります。

今ほど申しましたように、市財政の窮乏化の中にあって、新市の財政運営に市民の目が格別厳しく向けられるのは当然のことです。白山市の財政の健全性を確保することが緊急課題であるとの認識のもと、12 月議会で提案された白山市行財政改革大綱案の中に、補助金の整理合理化が財政運営健全化の重要施策の一つとなっております。

補助金は、行政の施策分野ごとに分かれて交付されております。その内容は、市民団体の自発的な活動を支援するもの、市の施策を推進するための奨励的なもの、市民の経済的負担を軽減するもの、福祉や教育などの基礎的なサービス水準を高めるために支援するものなどさまざまです。また、補助対象も、市民個人、地域の市民団体、保育園や学校などの公的団体など、これも多様です。また、交付については、市単独で独自に設置・交付するもの、国・県の補助制度に基づいて市が交付しているものがあります。

広辞苑によると、補助とは補い助けることとあります。一般的に考えれば、ある一定期間に限って力をかけて自立を促すものであると考えられますが、扶助的、いわゆる助けるための補助金も多いのが現実のようであります。

補助金交付の根拠は、地方自治法第 232 条第 2 項の「普通地方公共団体は、その公益上

必要がある場合においては、寄附又は補助することができる」との規定です。白山市合併前の市町村でも、時々の社会経済状況において公益上必要であるとの判断から、それぞれの補助金が創設されてきたと思われまます。

しかし、一たん創設された補助金を廃止することは難しく、補助金を受けている市民団体等の中には、あらかじめ補助金が交付されることを前提に事業を続行するという傾向になりがちなところも出てきています。それが、いわゆる既得権のように固定化すると、自立どころか補助金への依存体質、寄生体質を助長し、それらが肥大化すれば市財政への圧迫は避けられないでしょう。補助金を創設・交付した後、団体や個人の自立度合いや環境変化に即応して、交付の公益上の必要性や対象範囲、金額など、チェック・見直しを常時行い、市民の目にもわかりやすい仕組みに改善されることが求められるところです。白山市の財政急迫の状況は、こうした補助金の抜本的で早期の見直しを迫っていると考えられます。

平成 17 年度 6 月補正後の一般会計で見ると、補助金は件数 249 件、22 億 2,600 万円で、一般会計の約 4.5%を占めています。平成 18 年度予算案では、どのような数字になるのかお尋ねします。

平成 18 年度予算では、補助金の旧市町村からの激変回避・緩和策はやむを得ないものとしても、平成 17 年度決算を平成 18 年度の早期から精査し、平成 19 年度の予算の策定に向けて補助金制度の抜本の見直し策が盛り込まれるよう求めるものであります。

その際に、以下の諸点が考慮されるよう提言いたします。

1、補助金交付の期間限定。前例踏襲、長期継続、固定化、既得権化を排除する。あらかじめ最長 3 年、効果が短期的なものは一、二年など交付期間を限定し、役割の達成度や有効性をもとに適宜チェックする。一方、時代の要請にこたえるものや市民の市政参加など、地域振興活動の活性化につながるものには機会を逃さず即時取り入れる。そのための定期的な見直し制度を導入する。

2、補助金率。補助金は、市民や団体などが、自主的に広く公益的な事業を行うことに対する財政支援であることを基本とし、補助率は原則として 2 分の 1 以下とする。市の高度な政策的判断で 2 分の 1 を超えて補助する場合は、事業の妥当性・必要性など、十分検討、審査できる措置を講ずる。

3、情報公開。市民の税金による市の補助金であり、補助金に関する情報はすべて市民に公開すること。

4、審査と評価体制。補助金の審査については、「白山市行財政改革大綱（案）」の健全財政確立の項で、「(仮称) 補助金適正化委員会を設置し、行政として対応すべき必要性、費用対効果、対象、補助率、経費負担のあり方等について検証し、統合・廃止を検討する」としています。

その適正化委員会が内部の職員によるものであれば、透明性が十分に図れるかどうか疑問であります。透明性・公開性のある補助金審査体制・制度・委員会にすることが望まれ

ます。

以上、見直しの柱について提言いたしました。

市民社会の主人公は、協働の時代を担う地域の住民であり、補助金も市の施策推進の一翼を担う市政参加の市民活動を重要対象とすべきだと考えます。いずれにしましても、その財源は市民の税金であります。限られた財源をむだなく効果的に反映させるため、旧来の価値観・先入観にとらわれない新しい発想で、従来のすべての補助金を一度白紙に戻して見直し、抜本的な補助金制度が確立されることを願うものであります。

第3の質問、これは先ほども小島議員が御質問されましたが、コミュニティバスの取得と運用であります。

白山市の税収を初めとする財源確保は、喫緊の課題であります。その意味から、当初予算案に工業団地立地調査費が計上されましたことは、今後の税収確保に向けた市長の並々ならぬ政策的な決断であると高く評価いたします。

そこで、端的にお聞きします。三位一体改革の中で、国庫補助負担金が削減される中、市民の要望にこたえられる有効な交付金もあります。まちづくり交付金により、コミュニティバス自体を購入、運用することです。現在、市内の新たな公共交通の構築に向けて、公共交通検討委員会が精力的に開催されています。市議会でも、私も所属している交通対策特別委員会で、先進地の視察や調査を行って、そのあるべき姿を構想、議論しているところであります。子供やお年寄りまで、市民各層の足を守るという公的役割を担うべき路線バスの撤退が進んでいます。少子高齢化社会における最寄りの移動、新市の広域的交流の足確保には、コミュニティバスの所有と有効運用が選択肢の一つではないかと考えます。

現在のまちづくり交付金は総合的な町づくり全般への使途を対象にしており、このコミュニティバス取得にも利用できます。市民の足確保に、ぜひ一考をと思い提言いたしました。お考えをお聞かせください。

以上で、私の一般質問を終わります。